

Ⅲ 本校の教育課程

1 教育課程編成の基本方針

- (1) 法令及び「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」、「特別支援学校高等部学習指導要領」を基準とする。
- (2) 本校の教育目標を踏まえる。
- (3) 児童生徒の障害の状態及び発達段階や特性等を考慮する。
- (4) 地域や学校の実態を考慮して、適切な教育課程を編成する。
- (5) 学習指導要領の研究を続け、授業実践の評価・改善を行いながら、P D C A サイクルを意識して計画的に改訂を行う。

2 教育課程の編成・実施に当たっての配慮すべき事項

- (1) 本校の児童生徒の実態を考慮した授業を行う。
- (2) 週授業時数を次のとおりとする。

* 単位は時間

学年 課程	小学部						中学部			高等部		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
A	25	26	28	29	29	29	30	30	30	30	30	30
B	25	26	28	29	29	29	30	30	30			
C	25	26	28	29	29	29	29	29	29	30	30	30
D												
E	全学部6時間（1日あたり2時間を3回）											

- (3) 教育課程は、基礎的・基本的な事項を重視するとともに、児童生徒の障害の状態や病状等の実態を考慮し編成する。
- (4) 小・中・高等部の指導の一貫性・系統性を図るため、教科等部会を実施し、指導内容や題材配列、時数等を編成する。
- (5) 個別の教育支援計画をもとに個別の指導計画を作成し、個々の教育的ニーズに応じた指導を行う。
- (6) 各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習・探究の時間について、指導内容相互の関連を図り、効果的に学習を進めるようにする。
- (7) 教育活動全体を通して、自立活動と密接に関連させて指導を行う。また、自立活動の指導は、児童生徒が関係する機関と十分な連携を図り、実施されている機能訓練や日常生活の留意点等を参考にしながら指導する。
- (8) 地域や学校、児童生徒の実態に応じて学校が創意を生かして行う総合的な学習・探究の時間を適切に展開できるように配慮する。
- (9) ベッドサイド授業や在宅での授業を必要とする児童生徒に対しては、病状や健康状態等を考慮して各教科等を合わせた指導や領域別の指導を行い、指導内容や授業時数等については弾力的に取り扱う。
- (10) 祝日、振替休業日、週休日の振替等により、35回の確保が困難と思われる曜日については、他の曜日と振り替え、授業時数を確保する。
- (11) 新型コロナウイルス感染症等による臨時休業や行事等が中止になった場合、又は、行事等の時期や内容が変更になった場合には、児童生徒の発達段階や指導内容の系統性、関連性を踏まえながら、指導計画の時期を入れ替えたり、内容や時数を変更したりするなど、その都度、検討し実施する。

(3) 教育課程の編成

教育課程に関する法令及び特別支援学校学習指導要領，小学校・中学校・高等学校学習指導要領の目標や内容，教育課程における教育実践の評価と反省等に基づき，本校児童生徒の実態に即して基本となる教育課程を次のように編成する。

小・中		高	課 程
A 課程		A 課程	概 要 及 び 法 的 根 拠 等
		(1)	病弱，肢体不自由のある児童生徒を対象に，小学校，中学校の当該学年に準じた教育内容により編成する。 なお，高等部においては，(1)は高等学校に準ずる教育内容により編成し，(2)は，各教科・科目の目標及び内容の一部を下学部のものに替えて編成する。 ・ 学校教育法施行規則126条，127条，128条 ・ 特別支援学校高等部学習指導要領 第1章第2節第6款の1(2)
		(2)	
	B 課程		病弱，肢体不自由を有する児童生徒を対象とする。長期にわたる療育生活，学習の習得状況等により，下学年代替による指導を必要とし，各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を，当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部による教育内容により編成する。 ・ 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章第8節1(2)～(6)
	C 課程		主に病弱，肢体不自由と知的障害を併せ有する児童生徒を対象とする。知的障害者の教育課程において各教科等を合わせた指導及び教科別，領域別の教育内容により編成する。 ・ 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章第8節2及び3 ・ 特別支援学校高等部学習指導要領 第1章第2節第6款の2及び3
	D 課程		病弱，肢体不自由と知的障害による重度・重複障害を有する児童生徒を対象とする。学習上，生活上の困難を改善・克服するための各教科等を合わせた指導及び教科別，領域別の教育内容により編成する。 ・ 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章第8節4 ・ 特別支援学校高等部学習指導要領 第1章第2節第6款の3
	E 課程		多様な障害により，通学して教育を受けることが困難な状態にあるため，南九州病院内のベッドサイドや訪問教育棟，または在宅訪問等による指導を必要とする児童生徒を対象とする。 ・ 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章第8節5及び6 ・ 特別支援学校高等部学習指導要領 第1章第2節第6款の4

- ※ 小学部・中学部は「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月公示）」による。
- ※ 高等部は「特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月公示）」による。
- ※ 課程を選択・決定するにあたり，上述の内容を基本としながら，児童生徒の学習面や医療的ケアを含めた生活面の実態を十分考慮する。

教育課程の指導体制の弾力的運用

A～D課程に在籍している児童生徒のうち，入院や自宅療養により，一時的に通学して授業を受けることが困難になった児童生徒においては，本人・保護者の希望があり，主治医の了解を得られた場合は，学校長の判断により，本校教師が病院や自宅を訪問し，授業を行うことができることとする。ただし，その場合の指導体制，訪問回数及び指導内容については，学校全体で十分に検討し，児童生徒の病状に応じて適切に行うものとする。

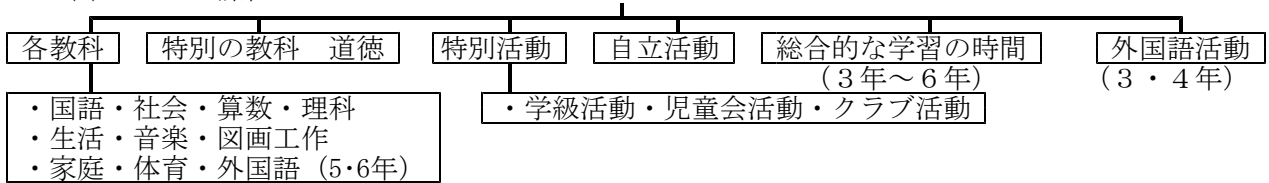
(4) 教育課程の全体構造



(5) 教育課程の構造図

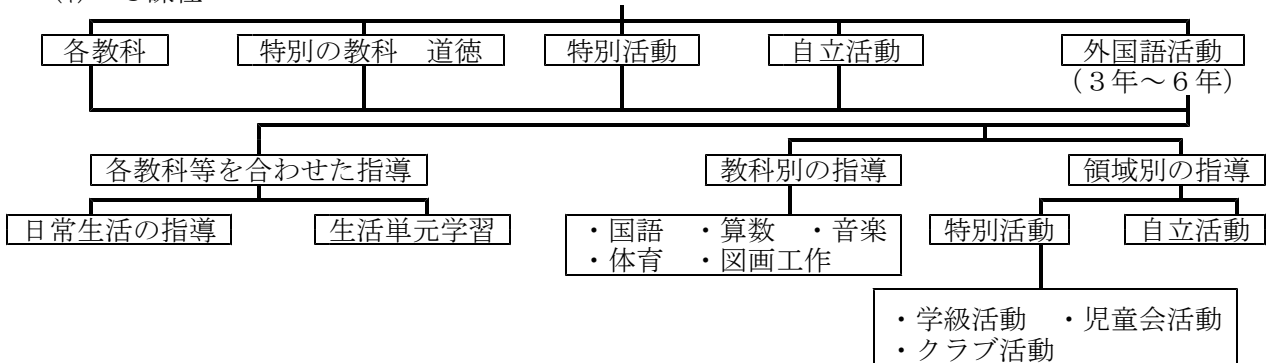
ア 小学部

(ア) A・B課程



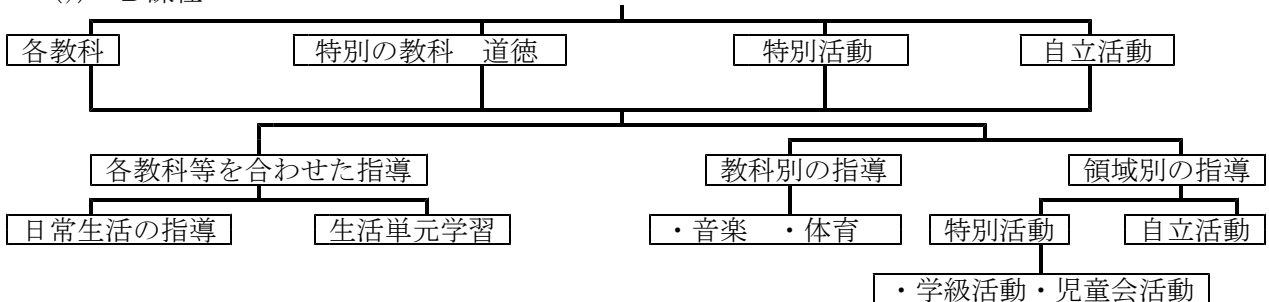
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	特別の教科 道徳	外国語活動 外国語	総合的な学習 の時間	特別活動	自立活動	計
1年	306 (9)		136 (4)		102 (3)	68 (2)	68 (2)		68 (2)	34 (1)			34 (1)	34 (1)	850 (25)
2年	315 (9)		175 (5)		105 (3)	70 (2)	70 (2)		70 (2)	35 (1)			35 (1)	35 (1)	910 (26)
3年	245 (7)	70 (2)	175 (5)	90 (2.6)		60 (1.7)	60 (1.7)		70 (2)	35 (1)	35 (1)	70 (2)	35 (1)	35 (1)	980 (28)
4年	245 (7)	90 (2.6)	175 (5)	105 (3)		60 (1.7)	60 (1.7)		70 (2)	35 (1)	35 (1)	70 (2)	35 (2)	35 (1)	1015 (29)
5年	175 (5)	100 (2.9)	175 (5)	105 (3)		50 (1.4)	50 (1.4)	60 (1.7)	55 (1.6)	35 (1)	70 (2)	70 (2)	35 (1)	35 (1)	1015 (29)
6年	175 (5)	105 (3)	175 (5)	105 (3)		50 (1.4)	50 (1.4)	55 (1.6)	55 (1.6)	35 (1)	70 (2)	70 (2)	35 (1)	35 (1)	1015 (29)

(イ) C課程



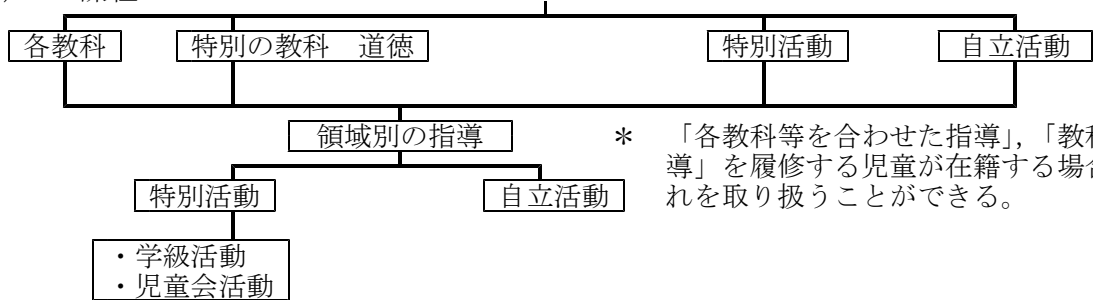
	日常生活の指導	生活単元学習	国語	算数	音楽	図画工作	体育	特別活動	自立活動	計
1年	340 (10)	170 (5)	34 (1)	34 (1)	34 (1)	34 (1)	34 (1)	34 (1)	136 (4)	850 (25)
2年	350 (10)	175 (5)	105 (3)		35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	140 (4)	910 (26)
3年	350 (10)	175 (5)	70 (2)	70 (2)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	175 (5)	980 (28)
4年	350 (10)	175 (5)	70 (2)	70 (2)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	210 (6)	1015 (29)
5年	350 (10)	175 (5)	70 (2)	70 (2)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	210 (6)	1015 (29)
6年	350 (10)	175 (5)	70 (2)	70 (2)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	210 (6)	1015 (29)

(ウ) D課程



	日常生活の指導	生活単元学習	音楽	体育	特別活動	自立活動	計
1年	408 (12)	68 (2)	34 (1)	34 (1)	34 (1)	272 (8)	850 (25)
2年	420 (12)	70 (2)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	315 (9)	910 (26)
3年	420 (12)	70 (2)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	385 (11)	980 (28)
4年	420 (12)	70 (2)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	420 (12)	1015 (29)
5年	420 (12)	70 (2)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	420 (12)	1015 (29)
6年	420 (12)	70 (2)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	420 (12)	1015 (29)

(エ) E 課程

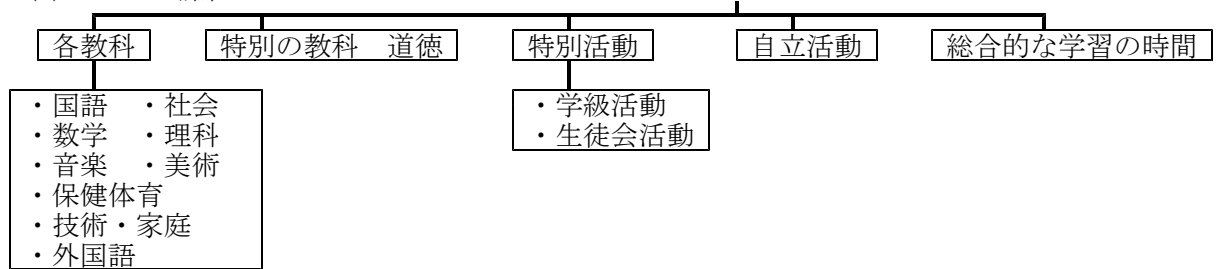


* 「各教科等を合わせた指導」, 「教科別の指導」を履修する児童が在籍する場合は, これを取り扱うことができる。

	小学部 自立活動等	中学部 自立活動等	高等部 自立活動等
1年	210(6)	210(6)	210(6)
2年	210(6)	210(6)	210(6)
3年	210(6)	210(6)	210(6)
4年	210(6)		
5年	210(6)		
6年	210(6)		

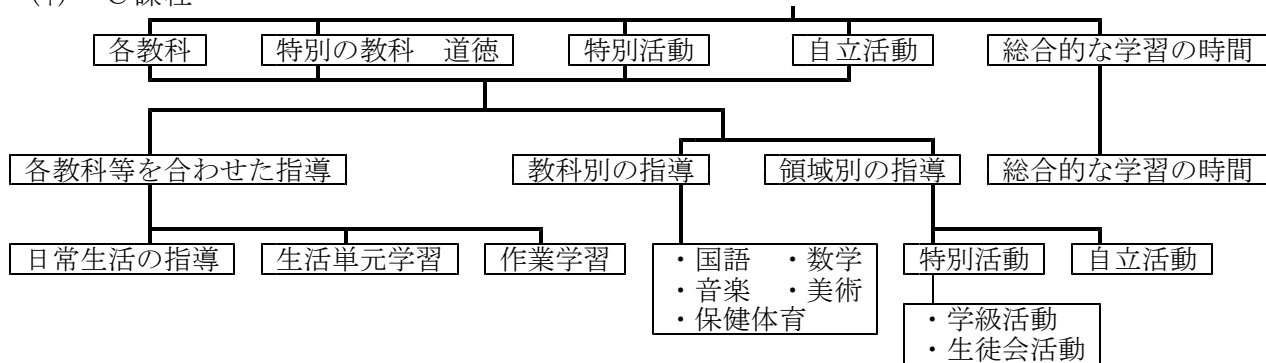
イ 中学部

(7) A・B 課程



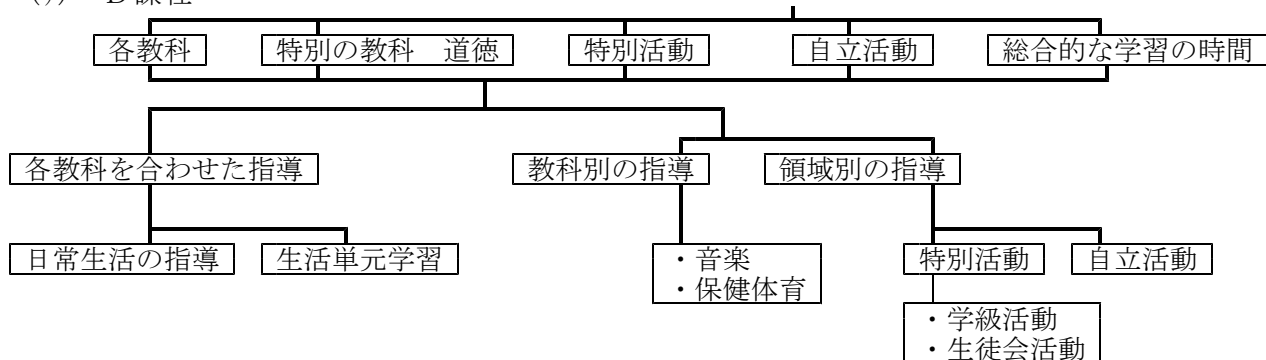
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	特別の教科 道徳	特別活動	自立活動	総合的な 学習の 時間	計
1年	140 (4)	105 (3)	140 (4)	105 (3)	35 (1)	35 (1)	90 (2.6)	70 (2)	140 (4)	35 (1)	35 (1)	70 (2)	50 (1.4)	1050 (30)
2年	140 (4)	105 (3)	105 (3)	140 (4)	35 (1)	35 (1)	90 (2.6)	70 (2)	140 (4)	35 (1)	35 (1)	70 (2)	50 (1.4)	1050 (30)
3年	105 (3)	140 (4)	140 (4)	140 (4)	35 (1)	35 (1)	90 (2.6)	35 (1)	140 (4)	35 (1)	35 (1)	70 (2)	50 (1.4)	1050 (30)

(イ) C 課程



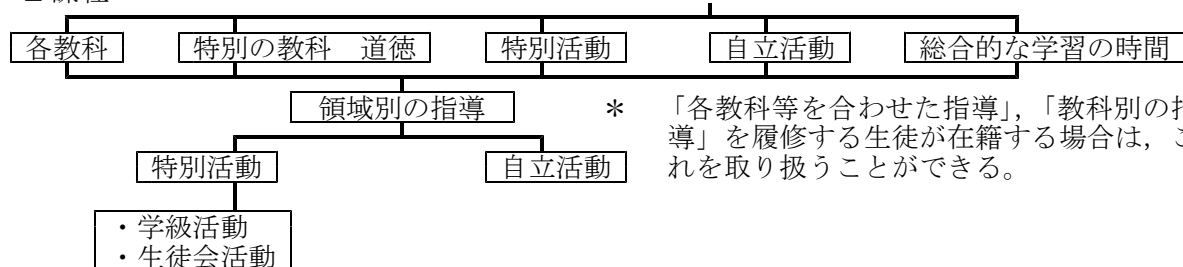
	日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	国語	数学	音楽	美術	保健体育	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	計
1 年	385 (11)	70 (2)	105 (3)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	210 (6)	1015 (29)
2 年	385 (11)	70 (2)	105 (3)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	210 (6)	1015 (29)
3 年	385 (11)	70 (2)	105 (3)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	210 (6)	1015 (29)

(ウ) D 課程



	日常生活の指導	生活単元学習	音楽	保健体育	特別活動	自立活動	計
1 年	455 (13)	70 (2)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	385 (11)	1015 (29)
2 年	455 (13)	70 (2)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	385 (11)	1015 (29)
3 年	455 (13)	70 (2)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	385 (11)	1015 (29)

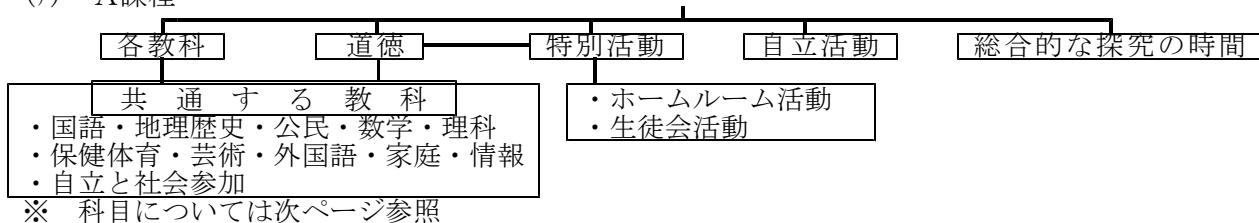
(エ) E 課程



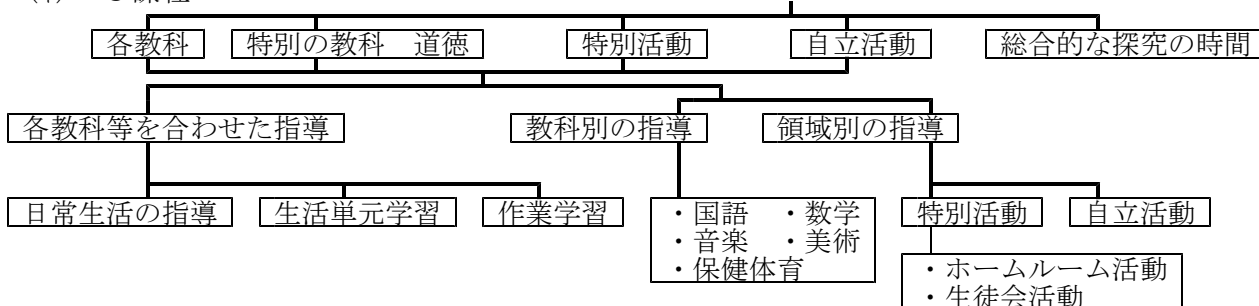
* 「各教科等を合わせた指導」、「教科別の指導」を履修する生徒が在籍する場合は、これを取り扱うことができる。

	小学部 自立活動等	中学部 自立活動等	高等部 自立活動等
1 年	210(6)	210(6)	210(6)
2 年	210(6)	210(6)	210(6)
3 年	210(6)	210(6)	210(6)
4 年	210(6)		
5 年	210(6)		
6 年	210(6)		

ウ 高等部
(ア) A課程

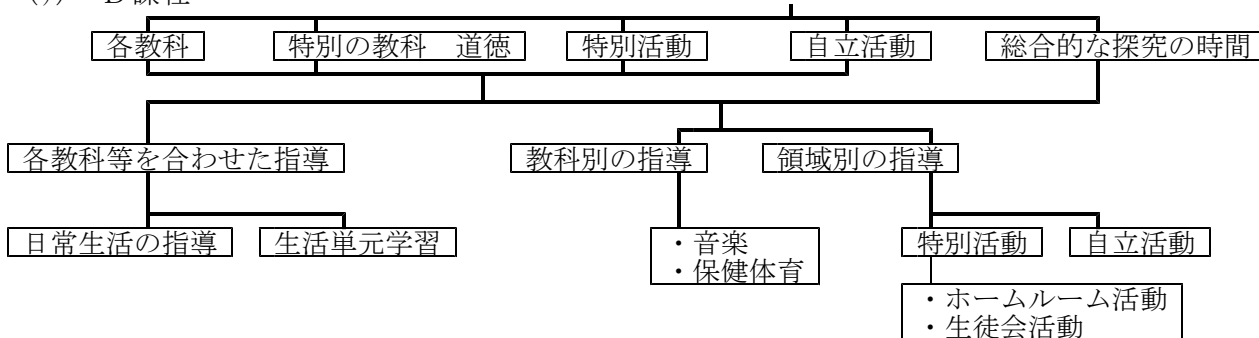


(イ) C課程



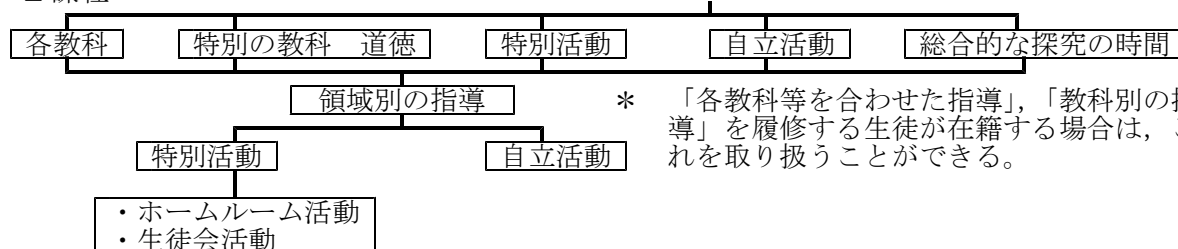
	日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	国語	数学	音楽	美術	保健体育	総合的な探究の時間	特別活動	自立活動	計
1年	315 (9)	105 (3)	140 (4)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	245 (7)	1050 (30)
2年	315 (9)	105 (3)	140 (4)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	245 (7)	1050 (30)
3年	315 (9)	105 (3)	140 (4)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	245 (7)	1050 (30)

(ウ) D課程



	日常生活の指導	生活単元学習	音楽	保健体育	特別活動	自立活動	計
1年	455 (13)	133 (3.8)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	357 (10.2)	1050 (30)
2年	455 (13)	133 (3.8)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	357 (10.2)	1050 (30)
3年	455 (13)	133 (3.8)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	357 (10.2)	1050 (30)

(エ) E課程



* 「各教科等を合わせた指導」, 「教科別の指導」を履修する生徒が在籍する場合は, これを取り扱うことができる。

	小学部 自立活動等	中学部 自立活動等	高等部 自立活動等
1年	210(6)	210(6)	210(6)
2年	210(6)	210(6)	210(6)
3年	210(6)	210(6)	210(6)
4年	210(6)		
5年	210(6)		
6年	210(6)		